

東近江市告示第230号

東近江市希望都市づくり行動計画策定市民委員会要綱を次のように定める。

平成21年5月8日

東近江市長 西澤久夫

東近江市希望都市づくり行動計画策定市民委員会要綱

(設置)

第1条 東近江市希望都市づくり行動計画を策定するため、東近江市希望都市づくり行動計画策定市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民委員会は、市長の諮問に応じ、東近江市希望都市づくり行動計画に関し必要な事項の審議を行い、市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 市民委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、公募による東近江市民その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 市長は、必要に応じて職員に市民委員会の会議（以下「会議」という。）への出席を命ずることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長等)

第5条 市民委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、市民委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が務める。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とし、市民への情報公開に努めるものとする。

(庶務)

第9条 市民委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年5月8日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後初めて開かれる会議は、市長が招集する。

(失効)

3 この告示は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。